

## 令和4年度第2回敬老祝金検討委員会概要録

開催日時	令和4年10月4日(火) 10:00~11:35	開催場所	保健福祉センター研修室
出席者	牧瀬稔委員、山口治男委員、笹崎剛委員、村山真由美委員、野本英里委員、與名本稔委員、高橋智子委員、石渡正次委員、鶴井淳委員 9名 【事務局】健康課：天野課長、松崎、広瀬		
協議事項	(1) 敬老祝金の見直し案について (2) パブリックコメントについて (3) その他		
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の振り返り</li> <li>・ 今後の敬老祝金のあり方及び支給方法について</li> <li>・ パブリックコメントのスケジュール及び政策案について</li> <li>・ 議題(1)(2)(3)は、下記のとおり</li> </ul>		

### 内 容 ・ 質 疑

#### (1) 敬老祝金の見直し案について

○A委員：敬老祝金自体の予算は町全体の何%を占めているのか。縮小することによってその削減費はどこへ回るのか。

⇒事務局：町予算が約40億円、敬老祝金が約250万円なので、割合は0.05%程度。現在の祝金は現金給付的な意味合いが強いため、見直しによる削減費はより多くの高齢者の福祉施策に投入していきたい。幅広いセーフティーネットのような形で、高齢者福祉の増進に繋がりたいと考えている。

○A委員：0.05%なら、敬老祝金をどうしようとそこまで影響がないという印象だ。影響がないなら現状維持でよいと思う。人口が6,000人から7,000人になったときに影響が出てくるということであれば、その時に縮小や廃止を検討すればよいのではないか。

○B委員：支給対象が100歳以上とあるが、まずそこを削減したらよいのでは。

○C委員：支出額を平成28年度時点に戻す、という意味では見直しが適当だと思う。民生委員による祝金の手渡しは、大変な仕事であると同時に高齢者から大変感謝されている。祝金によって委員が高齢者のお宅へ足を運びやすくなっていると思うので、何らかの形で残していったらよいと思う。

○D委員：前回の会議で、令和8年の支出額が平成28年度の改定前に戻ってしまうと示されていた。今から先を見越して対応していくことは必要なので、縮小がよいと思う。

○E委員：アンケートからも分かる通り、民生委員による祝金の配付は見守り活動の一環となっている。回答にばらつきがあるのは、委員の任期が1期3年で、1期から3期までの方が混在しているために捉え方がさまざまだからだと思う。祝金を配付することについて、ほとんどの委員はそれほど抵抗がないと思われる。これまでの各委員の意見からも、今後の予算への影響を考えると見直しは必要と考えられるので、はじめは100歳以上の高齢者への毎年給付の見直しがよいと思う。

○A委員：100歳以上は無くしてよいと思う。「敬老」という言葉の定義の部分で、60歳から10歳刻みで支給設定した場合のシミュレーションがあれば提示してほしい。予算縮小の代わりに、支給年齢を下げるとすることも検討してほしい。

⇒事務局：60歳からの10歳刻みという提案について、現時点でのシミュレーションはない。何歳からを「敬老」と捉えるかという点については、80歳になっても活発に活動されている方がいる中で、60歳からの祝金提供は、時代にミスマッチではないかと考えられる。

○H 委員：大和市には「70 歳代を高齢者と言わない都市宣言」がある。高齢者の定義が変わってきている。

○F 委員：社会発展に寄与した高齢者を認め、感謝する気持ちを薄めてはいけないと思うので、祝金廃止は考えられない。中井町は現在、少子高齢化が顕著で団塊世代が非常に多いので、今後支給額が増えるのは当然。町独自の地域性を大切にしながら、周囲に妥協することなく町の特性を生かしてほしい。民生委員については、業務が大変でなかなか引き受け手がいないという状況があるのは承知しているが、年間計画に祝金配付をきちんと位置付けていけば問題ないのではないかと。公金を預かることは確かに大変だが、県内でも民生委員が配付するところは少ないので、中井町らしさを出していればよい。

○G 委員：80 歳以上の高齢者が 280 人、祝金が町予算の 0.05% を占めている状況で見直し縮小というのも分かるが、今まで頑張ってこられた高齢者を敬うことを大切にしなければならない。

○H 委員：では、祝金の総額支給は縮小方向とし、100 歳以上は毎年ではなく 100 歳到達時のみ支給とすることとしてよいか。節目支給の 7 段階は維持するのか縮小するのか。現状は 80 歳スタートだが、60 歳以上という意見もあるがどうか。

○A 委員：中井町も山北町のような地域振興券に変えた場合、経費はどの程度縮減できるのか。

⇒事務局：額面を変えない限り、変化はない。

○C 委員：祝金をもらえることが生きがいや目標になっているという話も聞くので、10 歳ではなく 5 歳刻みで、開始は 80 歳以上でよいと思う。

○D 委員：元々の経緯からすると 3 段階から 4 段階くらいでよいのでは。節目年齢は何歳が大事なのかよくわからない。

○B 委員：もうすぐ 80 歳になる知り合いが楽しみにしており、「孫にあげる」と嬉しそうに話していたので、祝金が長生きの目標になるという話を聞いてなるほどと思った。喜寿まで下げてしまうと、これまでもらえなかった方から不満が出るのではないかと。

○H 委員：パブリックコメントで 2 パターンかけるのは可能か。例えば、支給段階を 3 段階と 5 段階の両方意見を尋ねるのはどうか。

⇒事務局：町の考えとして 1 つの案を示し、それに対する意見を集約するという方法を取っている。すべての町民からご意見をいただく訳ではないので、パブリックコメントのやり方としては 2 パターンのいずれかから選んでもらうことはない。

○A 委員：前回平均寿命の話が出たが、長生きの目標という意味でいえば 75 歳から 5 歳刻みで設定してはどうか。単価を下げれば対応できる。

○I 委員：75 歳 3,000 円でスタートした祝金制度において、現在は 80 歳 5,000 円が最下部となっている。そのような経緯の中で支給年齢を検討していることを参考にさせていただきたい。最下部の 80 歳は残した方がよいと思っている。先程もあつたように、80 歳になったら祝金をもらえることを楽しみにしている方もいらっしゃるのでは、皆様のご意見を踏まえて検討したい。

○G 委員：長生きのモチベーションにもなるので、80 歳からの 5 歳刻みで 5 段階がよいのでは。祝金を削らなければならないほど町財政は厳しいのか。それとも周辺自治体の状況を見て見直しているのか。

⇒事務局：町の財政状況ということではなく、前回の見直しから 5 年が経過したところで、今後を見据えての検討としている。財政的理由だけではないことをご理解いただきたい。

○G 委員：それなら高齢者を敬う意味で支給は必要であり、5 段階くらいにしたらいと思う。

○A 委員：財政的に問題がないのなら、80 歳ではなく 75 歳から 5 歳刻みがよいと思う。

○F 委員：事業沿革からすると、まったく元の形に戻るということは賛成できない。80 歳から 5 歳刻みと

いう5段階が一番よいのではないか。75歳からにすると、民生委員がご自身よりも若い方へ配付するという逆転現象が起こり妙なことになるので、80歳からにするのがよいと思う。

○H委員：皆さんの意見を踏まえ、80歳からの5段階とするのがよいと思うがいかがか。

○C委員：近隣自治体の実施状況を見ると、中井町は節目年齢が細分化されており、山北町も同様だ。経済的に中井町は県内有数の優良自治体と聞いているので、それに見合った内容であると見受けられる。財政が豊かだから多く支給すればよいという話ではないと思うが、近隣自治体と比べて高額が支給されている。現在提案のある5段階支給でもそれほど見劣りするものではなく、極端な減額という方向にはいかないと思う。

○E委員：この検討委員会での決定をパブリックコメントで提示したとしても、議論が今回限りということではなく、地域の皆さんにご検討いただきながら今後も検討を重ねていくということであれば、今回は5段階としてもよいのではないか。

○H委員：では、80歳以上の5歳刻み5段階という設定でよいか。よければ、金額について議論を進めたい。

○A委員：現状維持でよいと思う。あとは予算の問題。

○F委員：根拠がないので、現状維持でよい感じがする。

○D委員：80歳は5,000円が妥当ではないか。令和8年度の支出額が平成28年度時点に戻ってしまうことを考えると、80歳・85歳が5,000円、90歳・95歳が10,000円、100歳が20,000円でよいと思う。

○B委員：祝金を自分で使えるかどうかを考えると、90歳は施設に入ったり子供が管理したりということが多いと思うので、80歳3,000円は反対。

○H委員：では、80歳・85歳が5,000円、90歳・95歳が10,000円、100歳が20,000円に決定。続いて、支給方法について議論を進めたい。案としては、基本的に口座振替にし、振込をしたという書面を持って民生委員が訪問するのがよいのではないかと思う。万が一強盗に遭ってからでは遅いし、見守り活動も大切なので、現金を持たずにコミュニケーションをとれる方法としてはそれがよいと思う。

○B委員：賛成。マイナンバーカードを活用する方法なども検討したらよいと思う。

○A委員：可能であれば、本人または家族に役場へ取りに来てもらい、健康状態を確認したり同世代の方々と交流したりする場となればよい。

○G委員：確かに民生委員には負担をかけるし、危険な面もあるが、高齢者になると自分で金銭管理できないので、自由に使える現金をもらえるのは喜ばれるのではないか。

○E委員：民生委員の負担軽減について、ご議論いただきありがたい。民生委員は法律に則り福祉活動に支援をしているが、健康課に限らず福祉課や社会福祉協議会からも色々な依頼があり、業務の軽減化という面では賛成だ。しかし、実態は独居の方や8050問題、老夫婦のみのご家庭や同居していても世帯を別にしたご家庭など、さまざまな事情を抱えた高齢者は民生委員に色々な愚痴をこぼされる。子供が引きこもっている、銀行に行きたくてもいけない、というような方も多数あり、民生委員の課題となっている。口座振替にするのは簡単だが、デメリットもある。地域の世帯状況について全体的に把握したうえでないと、一つの方向性を出すのは難しい。先程から申し上げているとおり、多額の現金を預かる民生委員の大変さや、事件が起きる可能性も十分承知だが、民生委員が各家庭の状況を把握する必要があるという事情を十分ご理解いただいたうえで協議をしてほしい。

○C委員：民生委員のアンケート結果で、委員が祝金を配付することについてどう思うかという質問について、よいと思う方が非常に多いように見受けられる。現金を持って伺うことで、高齢者の生活状況や意見を聞いていただけるので、民生委員が対面で祝金を渡さなくなるのは非常に残念なことだと思う。民生委員の活動がうまく回る要因として祝金の配付があると思うので、それが大変というご意見が多ければ変

えていくことが必要だと思うが、アンケート結果からはそのように見えないので、一方的に口座振替にしない方がよいのではないかと。

○F 委員：祝金を取りに行くことも、振込を受け取りに行くこともできない高齢者が沢山いると聞いて、民生委員自身が手渡しをすることをそれほど反対していないことを考えると、民生委員が訪問計画に祝金配付をしっかりと位置付けていれば、活動の一環としてお願いできるのではないかと思う。

○H 委員：現在、国がデジタルトランスフォーメーションを進めているが、事務局としてはこの動向をどのように受け止めているか。

⇒事務局：現在デジタル庁が「公金振込登録制度」によって、マイナンバーと絡めた指定口座の設定による振込手続の簡素化・簡略化を国全体で推進している。今後そのような方向に移行していくことが推察され、そのための準備も必要だが、一方で先程の民生委員の使命や訪問意義も理解できる。

○A 委員：役場に取りに来れる方は来ていただき、無理な方は民生委員が配付する、ということではできないか。そうすれば民生委員の負担も軽くなる。

⇒事務局：可能だが、意思確認をする作業が煩雑となる。また、必ずしも来庁できる方ばかりではなく、今まで民生委員が配付していたものを今度は自分が取りにいかなければならない、ということが高齢者側からどのように受け止められるか、という課題も生じるのではないかと。

○A 委員：来庁によって民生委員の配付の手間が省けるのであれば、来ていただいた方には1割増しにするなどの対応もできると思うが。

⇒事務局：条例で金額を定めているので、上乘せなどの対応はできない。

○E 委員：役場へ来られる元気な高齢者もいらっしゃるが、相対的にみるとご自宅に持参して敬意を表すことがよいのではないかと思う。認知症防止のためには社会参加が必要で、いろんな方と会うことは大事だということを踏まえれば、本人に役場へ取りにいていただき残りを民生委員が配付するというのも分かるし、地域と繋がりのある民生委員にそのまま任せるということでも構わない。大事なのは、地域の皆さんがどう考えられるかということ。90歳や100歳になったときに自分だったら役場へ取りにいけるか、家族へ任せられるか、という視点から考えるのも必要。本当は自分で取りにいかなければならないのに、民生委員に配付してもらって申し訳ないと感じられる方もいらっしゃると思う。

○H 委員：高齢者の立場に立つと、確かにおっしゃるとおり。当事者目線で考え、役場へ来ていただくのはまたの機会にするとして、祝金はそのまま民生委員の配付とするのがよいと思う。それでは、支給は80歳から5段階とし、支給額は80歳・85歳が5,000円、90歳・95歳が10,000円、100歳が20,000円。支給方法は、現状のまま民生委員の配付とするが、今後国の動向によっては変更もあり得る。以上を本委員会の決定内容とする。

## (2) パブリックコメントについて

事務局より資料に基づき説明。

政策案、スケジュール案の概要について。

## (3) その他

事務局より次回以降の会議開催について説明。

第3回はパブリックコメント案検討について書面会議とする。

第4回はパブリックコメントの検討及び町への答申書案の作成を行う。